

○ 平成十八年金融庁告示第三十七号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号まで、第二十五号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第一条第五号から第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用す</p>	<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号まで及び第二十五号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第一条第五号から第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務（金融機関の信託業務の兼営</p>

る同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条において同じ。）に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三 告示第一条第二十五号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第九条の八第七項に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）に係る事業を除く。）、「漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、「漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、「水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）」の代理又は媒介

三 告示第一条第二十五号に掲げる者の次に掲げる業務（法第九条の八第七項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

四 告示第一条第二十九号に掲げる者の投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。次条において同じ。）又は投資一任契約（同項第十二号に規定する投資一任契約をいう。次条において同じ。）の締結の代理又は媒介

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第五号から第十一号まで、第二十六号及び第三十号を除く。）に掲げる者の業務の代理
- 二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第二条第五号から第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第九十一条の四第二項、水産加工業協同組合に於ては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第一百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は

（新設）

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第五号から第十一号まで及び第二十六号を除く。）に掲げる者の業務の代理
- 二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第二条第五号から第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務（法第九条

媒介（法第九条の九第六項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

四 告示第二条第三十号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

の九第六項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

（新設）